

◎子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">青少年健全育成基本法</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 青少年の健全な育成に関する基本的施策（第十条―第二十三条）</p> <p>第三章 青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第二十四条―第三十三条）</p> <p>第四章 青少年健全育成推進本部等</p> <p>第一節 青少年健全育成推進本部（第三十四条―第三十八条）</p> <p>第二節 地方青少年健全育成会議（第三十九条・第四十条）</p> <p>第五章 罰則（第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎である。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組が様々な分野において進めら</p>	<p style="text-align: center;">子ども・若者育成支援推進法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p>

れてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人の社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものである。そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的な広がりをもった一体的な取組が不可欠である。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることに鑑み、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、

(基本理念)

第二条 青少年の健全な育成については、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら一体的に取り組みなければならぬ。

2 青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、次代の社会の担い手としてふさわしい自立した個人としての自己を確立できることを旨となさなければならない。

3 青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じて必要な配慮がなされなければならない。特に、十八歳未満の青少年に対しては、良好な社会環境の整備が図られるよう配慮されなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する施策を講ずるに当たっては、家庭及び学校が青少年の健全な育成において果たすべき役割の重要性に鑑み、家庭及び学校が青少年を健全に育成する機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。

子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医

療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第五条 親権を行う者、未成年後見人その他の青少年の保護者は、青少年の人間形成にとつて基本的な役割を担うことに鑑み、基本理念

療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(新設)

にのっとり、その保護する青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならない。

〔国民の責務〕

第六条 国民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に努めなければならない。

〔事業者の責務〕

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施する施策に協力し、その供給する商品又は役務が青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼすことがないようにする等青少年の健全な育成に努めなければならない。

〔法制上の措置等〕

第八条 政府は、青少年の健全な育成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

〔年次報告〕

第九条 政府は、毎年、国会に、我が国における青少年の状況及び政府が講じた青少年の健全な育成に関する施策の実施の状況に関する

〔新設〕

〔新設〕

〔法制上の措置等〕

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

〔年次報告〕

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する

る報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する基本的施策

(青少年の健全な育成に関する施策の基本)

第十条 青少年の健全な育成に関する施策は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下に、国民的な広がりをもった一体的な取組として推進されなければならない。

(青少年の健全な育成に関する施策の大綱)

第十一条 青少年健全育成推進本部は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ有機的に推進するため、青少年の健全な育成に関する施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を作成しなければならない。

〔削除〕

報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2| 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二| 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ| 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ| 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ| 第二条第七号に規定する支援に関する事項

2| 青少年健全育成推進本部は、前項の規定により大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県計画等)

第十二条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における青少年の健全な育成についての計画（以下この条において「都道府県計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が作成されているときは、大綱及

二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に
関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に
関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に
関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進
するために必要な事項

3| 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若

び都道府県計画)を勘案して、当該市町村の区域内における青少年の健全な育成についての計画(次項において「市町村計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解と協力を得るための措置)

第十三条 国、地方公共団体その他の関係機関は、青少年の健全な育成に関し、広く国民各層の関心を高め、その理解と協力が得られるよう、必要な広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

2 国は、前項に規定する広報その他の啓発活動をより推進するものとして、青少年の健全な育成に関する強調月間(以下この項において単に「強調月間」という。)を設けるものとする。この場合において、国及び地方公共団体は、強調月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(社会環境の整備等)

第十四条 国は、青少年にとつての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

〔新設〕

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるもの

(意見の反映)

第十五条 国は、青少年の健全な育成に関する施策の策定及び実施に資するため、青少年、保護者その他の国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔削除〕

(国際的な協力のための措置)

第十六条 国は、外国政府又は国際機関との情報の交換その他青少年の健全な育成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十七条 国は、青少年の健全な育成に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

とする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

〔新設〕

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講

〔地方公共団体における施策の総合的推進〕

第十八条 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域の特性に応じ、青少年の健全な育成に関する施策を、当該地方公共団体における関係行政機関相互の密接な連携の下に、総合的に推進するものとする。

〔地方公共団体における社会環境の整備等〕

第十九条 地方公共団体は、その区域における青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止に関し、条例の制定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市町村は、都道府県の措置との整合性の確保を図りつつ、その区域の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔青少年健全育成支援センター〕

第二十条 地方公共団体は、青少年健全育成支援センターを置くことができる。

2| 青少年健全育成支援センターは、青少年にとっての良好な社会環境の整備のための事業、青少年の非行防止のための事業、青少年の育成に関する相談に応ずる事業その他の青少年の健全な育成に資する事業を行うことを目的とする機関とする。

ずるよう努めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(地方公共団体相互の協力)

第二十一条 地方公共団体は、青少年の健全な育成に関する施策を円滑に実施するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(調査研究の推進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、社会環境が青少年に及ぼす影響に関する調査研究その他の青少年の健全な育成に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(配慮)

第二十三条 国及び地方公共団体は、青少年にとっての良好な社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害する行為の防止について必要な措置を講ずる場合には、言論、出版その他の表現の自由を妨げることがないように配慮しなければならない。

第三章 青少年が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第二十四条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、青少年の健全な育成に関連する分野の事務に従

(新設)

(新設)

(新設)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用

事するもの（以下「関係機関等」という。）は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する青少年に対する支援に寄与するため、当該青少年の家族その他青少年が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第二十五条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよ

その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよ

う、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する青少年の状況を把握すること。
二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する青少年又は当該青少年の家族その他青少年が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

〔削除〕

(人材の養成等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第二十四条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年支援地域協議会)

第二十七条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合

う、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせ

わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される青少年支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない青少年健全育成支援センターを含む。）に対し、支援の対象となる青少年に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（青少年支援調整機関）

第二十九条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り青少年支援調整機関（以下「調整機

せることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調

関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(青少年指定支援機関)

第三十条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り青少年指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第二十四条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第三十一条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる青少年に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第三十二条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第三十三条 第二十七条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 青少年健全育成推進本部等

第一節 青少年健全育成推進本部

（青少年健全育成推進本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 内閣府に、特別の機関として、青少年健全育成推進本部

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

〔新設〕

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推

(以下「本部」という。)を置く。

2| 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項を審議し、及び青少年の健全な育成に関する施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

3| 本部は、前項に規定する事務(青少年の健全な育成に関する施策)についての重要事項の実施の推進に限る。)の一部を青少年健全育成会議に行わせることができる。

〔削除〕

進本部(以下「本部」という。)を置く。

〔新設〕

〔新設〕

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2| 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

〔本部の組織〕

第三十五条 本部は、青少年健全育成推進本部長、青少年健全育成推進副本部長及び青少年健全育成推進本部員をもって組織する。

2| 本部長は、青少年健全育成推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

3| 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

4| 本部に、青少年健全育成推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するもの（以下「青少年健全育成担当大臣」という。）

二 内閣官房長官

三 国家公安委員会委員長

四 法務大臣

五 文部科学大臣

六 厚生労働大臣

5| 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6| 本部に、青少年健全育成推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

7| 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充

〔組織〕

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

てる。

〔削除〕

(子ども・若者育成支援推進本部長)
第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

〔削除〕

(子ども・若者育成支援推進副本部長)
第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部長(次項において「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣

〔削除〕

(青少年健全育成会議)

第三十六条 本部に、青少年健全育成会議（以下この条において「会議」という。）を置く。

2| 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する施策についての重要事項を調査審議すること。

三 第三十四条第三項の規定により会議に属させられた事務

四 前二号に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、本部長に対し、意見を述べること。

3| 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

4| 会長は、青少年健全育成担当大臣（青少年健全育成担当大臣が置かれていないときは、内閣官房長官）をもって充てる。

5| 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 会長以外の副本部長

二 青少年の健全な育成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

[新設]

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

6 会長は、必要があると認めるときは、第三項及び前項の規定にかかわらず、本部員を、議案を限って、委員として、臨時に会議に参加させることができる。

7 第五項第二号の委員の数は、同項に規定する委員の総数の十分の五未満であってはならない。

8 第五項第二号の委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第三十七条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十八条 第三十四条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 地方青少年健全育成会議

第三十九条 地方公共団体は、条例で、次項に掲げる事務を行うための合議制の機関(以下「地方青少年健全育成会議」という。)を置くことができる。

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔新設〕

〔新設〕

2| 地方青少年健全育成会議は、当該地方公共団体における次に掲げる事務をつかさどる。

一| 青少年の健全な育成に関する施策の総合的な推進を図るために必要な重要事項を調査審議すること。

二| 青少年の健全な育成に関する施策の実施のために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

三| 前二号に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べること。

四| 前三号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し条例で定める事項を調査審議すること。

3| 前二項に定めるもののほか、地方青少年健全育成会議の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第四十条 地方青少年健全育成会議は、相互に緊密な連絡をとるよう努めなければならない。

第五章 罰則

第四十一条 第三十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我

[新設]

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我

が国における青少年をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、青少年の健全な育成に関する施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条 青少年健全育成基本法（平成二十一年法律第七十一号）第三十四条第一項に規定する青少年健全育成推進本部（第三項において「本部」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第十二条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第三項において「本部」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一〇二十六の二 〔略〕 二 二十六の三 青少年健全育成基本法（平成二十一年法律第七十一号）<u>第十一条</u>第一項に規定する大綱の作成及び推進に関すること。</p> <p>二十七〇六十二 〔略〕</p> <p>（設置） 第四十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一〇二十六の二 〔略〕 二 二十六の三 子^レども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）<u>第八条</u>第一項に規定する子^レども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。</p> <p>二十七〇六十二 〔略〕</p> <p>（設置） 第四十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

〔略〕	青少年健全育成推進本部	民間資金等活用事業推進会議
〔略〕	青少年健全育成基本法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

〔略〕	子ども・若者育成支援推進本部	民間資金等活用事業推進会議
〔略〕	子ども・若者育成支援推進法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律